

## 施設の安全点検のためのチェックリスト

施設名( )

点検項目	点検内容	判定 (該当)	該当する場合の 対処・応急対応等
<b>施設全体</b>			
1	建物(傾斜・沈下)	傾いている。沈下している。 傾いているように感じる。	建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
2	建物(倒壊危険性)	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も激しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こうが透けて見える。 斜めやX字状のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。	建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	隣接建築物・周辺地盤	隣接建築物や鉄塔等が施設の方向に傾いている。 周辺地盤が大きく陥没または隆起している。 隣接建築物の損傷や周辺地盤の地割れがあるが、施設への影響はないと考えられる。	建物を退去 建物を退去 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
<b>施設内部(事務室・通路等)</b>			
1	床	傾いている、または陥没している。 フロア等、床材に損傷が見られる。	立入禁止 要注意／要修理
2	壁・天井材	間仕切り壁に損傷が見られる。 天井材が落下している。 天井材のズレが見られる。	要注意／要修理 立入禁止 要注意 →専門家へ詳細診断を要請
3	廊下・階段	大きなX字状のひび割れが多数あり、コンクリートの剥落も激しく、鉄筋がかなり露出している。壁の向こうが透けて見える。 斜めやX字状のひび割れがあるが、コンクリートの剥落はわずかである。	立入禁止 点検継続 →専門家へ詳細診断を要請
4	ドア	ドアが外れている、または変形している。	要注意／要修理
5	窓枠・窓ガラス	窓枠が外れている、またはひびがある。 窓が割れている、またはひびがある。	要注意／要修理 要注意／要修理
6	照明器具・吊り器具	照明器具・吊り器具が落下している。 照明器具・吊り器具のズレが見られる。	要注意／要修理 要注意／要修理
7	家具等	家具等が転倒している。 書類が散乱している。	要注意／要修理／要固定 要注意／要修理
<b>設備等</b>			
1	電力	外部からの電力供給が停止している。(商用電源の途絶) 照明が消えている。 空調が停止している。	代替手段の確保 →(例)非常用電源を稼働
2	エレベータ	停止している。 警報ランプ、ブザー点灯、鳴動している。 カゴ内に人が閉じ込められている。	要復旧 →メンテナンス業者に連絡 →メンテナンス業者又は消防に連絡
3	上水道	停止している。	代替手段の確保／要復旧 →(例)備蓄品の利用
4	下水道・トイレ	水が流れない(溢れている)。	使用中止／代替手段の確保／要復旧 →(例)災害用トイレの利用
5	ガス	異臭、異音、煙が発生している。 停止している。	立入禁止／要復旧 要復旧
6	通信・電話	停止している。	代替手段の確保 →(例)衛星携帯電話、無線機の利用
7	消防用設備等	故障・損傷している。	代替手段の確保／要復旧 →消防設備業者に連絡
<b>セキュリティ</b>			
1	防火シャッター	閉鎖している。	要復旧
2	非常階段・非常用出口	閉鎖している。(通行不可である。)	要復旧 →復旧できない場合立入禁止
3	入退室・施錠管理	セキュリティが機能していない。	要復旧／要警備員位置 →外部者侵入に要注意(状況により立入禁止)

※首都直下地震帰宅困難者等対策協議会「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」及び、千葉県帰宅困難者等対策連絡協議会「災害時における帰宅困難者対策としての一時滞在施設運営マニュアル(案)」による。